

特別養護老人ホーム等における感染者発生時の健康管理支援事業について

【事業の概要】

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの高齢者施設等の入所者（高齢者）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、入院又は宿泊施設での療養が原則となっていますが、病床がひっ迫している場合には、やむを得ず当該施設等での療養（入所継続）となる場合があります。
- このような場合には、保健所の指示等に基づきながら、施設等の医師や嘱託医、協力医・協力医療機関の協力等を得ながら対応いただくことが想定されますが、ケースによっては、通常時の体制を超えて、感染した入所者の適切な健康管理体制の確保を行う必要が生じる場合があります。
- こうした状況に対応するため、感染した入所者の適切な健康管理体制の確保を行う施設等に対して、必要な経費を支援することとしています。

項目	内容
対象施設等（介護）	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
対象経費	・感染した入所者の健康管理に必要な医師/看護師等確保のための費用 ・従事者宿泊費、防護具等の経費 等 （注：「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」による支援の対象となる場合には当該事業による支援となります。個別の事情に応じて御相談ください。）
支援条件	・R3.4.1以降に患者が発生した対象施設 （注：R2年度発生分は申請締め切り済みです。年度未発生の場合等は個別に御相談ください。） ・新型コロナウイルス感染症に感染した入所者の入所継続を行った施設 （注：適切なゾーニング、健康管理職員の確保、患者の状態、入院調整の状況等を踏まえ県が必要と認めた施設です。）
支援単価	・実際に発生した費用 （注：感染した入所者1人あたり25万円が上限となります。）
予算額	・6,300万円（R3予算分）
相談先	・兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 （連絡先）078-341-7711（内線）2974